

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公表番号】特表2020-519656(P2020-519656A)

【公表日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2020-026

【出願番号】特願2019-562657(P2019-562657)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4436	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
C 0 7 D	409/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4436
A 6 1 P	17/00
A 6 1 K	9/10
A 6 1 K	47/14
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/06
A 6 1 P	17/10
A 6 1 P	17/06
C 0 7 D	409/06

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月11日(2021.5.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚疾患治療のための局所医薬組成物であって、

該組成物中に組成物に対し0.050重量%未満の正の濃度で存在するタザロテンまたは薬学的に許容されるタザロテン酸塩、および

皮膚科学的に許容される水中油型エマルションビヒクルを含む、組成物。

【請求項2】

タザロテンを組成物に対し0.01～0.049重量%で含む請求項1に記載の局所医薬組成物。

【請求項3】

タザロテンを組成物に対し約0.045重量%で含む請求項1に記載の局所医薬組成物。

。

【請求項 4】

タザロテンまたはタザロテン酸塩が前記エマルションの液状油成分に溶解している請求項1～3のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 5】

前記タザロテンまたはタザロテン酸塩を单一の活性医薬成分として含む請求項1～4のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 6】

前記エマルションの油相は、DCAE、MCAEまたはそれらの組み合わせを含む液状油成分を含む請求項1～5のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 7】

前記エマルションの油相は、セバシン酸ジエチルを含む請求項1～5のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 8】

前記エマルションの水相は、水およびカルボマーホモポリマーを含む請求項1～7のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 9】

水、カルボマーホモポリマーおよびポリマー乳化剤を含む水相と、ジカルボン酸エステルおよび鉱油からなる群より選ばれる少なくとも1つの成分およびタザロテンまたはタザロテン酸塩を含む油相を含む請求項1～5のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 10】

ローションである請求項1～9のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 11】

クリームである請求項1～9のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 12】

pHが約4～約6である請求項1～11のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 13】

ニキビ患者の身体の患部に局所的に適用される、ニキビを治療するための請求項1～12のいずれかに記載の局所医薬組成物。

【請求項 14】

前記適用が1日1回少なくとも8週間、必要に応じて少なくとも12週間実施される、請求項13に記載の局所医薬組成物。

【請求項 15】

前記適用が尋常性座瘡を患有患者の身体の患部に対するものである請求項13または14に記載の局所医薬組成物。